

府中市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）実施要綱

制定：平成27年12月28日（告示第218号）

改正：平成30年3月12日（告示第34号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次条において「介護予防訪問介護」という。）に相当する訪問型サービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、緩和した基準によるものをいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、整備法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（次条において「介護予防通所介護」という。）に相当する通所型サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法又は省令の定めるところによる。

（対象者）

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第

197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの

(3) 第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画において、事業の提供が必要と認められる者

(事業の実施)

第4条 介護予防訪問介護相当サービスは、介護予防訪問介護相当サービスを行う者として法第115条の45の3第1項の指定(以下単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定第1号訪問事業者」という。)により実施する。

2 訪問型サービスAは、府中市から委託を受けた者により実施する。

3 介護予防通所介護相当サービスは、介護予防通所介護相当サービスを行う者として指定を受けた者(以下「指定第1号通所事業者」という。)により実施する。

(指定の申請)

第5条 前条第1項及び第3項の指定を受けようとする者は、省令第140条の63の5第1項に規定する申請書(第8条において「申請書」という。)を事業開始予定日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(指定事業者の基準)

第6条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、府中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱(平成27年府中市告示第219号)の定めるところによる。

(指定の期間)

第7条 指定第1号訪問事業者又は指定第1号通所事業者に係る省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第8条 法第115条の45の6第1項の更新を受けようとする者は、現に受けている指定の有効期間の満了日の1月前までに、申請書を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第9条 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、次に掲げる事項に該当するときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 休止した事業を再開するとき。

2 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(サービスの利用の手続)

第10条 対象者は、事業を利用しようとするとき（介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 介護予防支援事業者又は地域包括支援センターの名称、所在地及び指定事業者番号
- (6) 居宅介護支援事業者の名称、所在地及び指定事業者番号（介護予防サービス計画の原案作成を居宅介護支援事業者が行った場合に限る。）
- (7) 利用開始日

2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画を行う地域包括支援センターの職員が行うことができる。

（第1号事業費用基準額）

第11条 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係る費用の額は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の例により算定した費用の額とする。

（第1号事業支給費の支給）

第12条 市長は、対象者が指定第1号訪問事業者又は指定第1号通所事業者から介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスの提供を受けたときは、対象者に対し、第1号事業支給費を支給する。

2 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額、対象者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で定める額の合計額及び対象者が第1号事業に要した費用の合計額を勘案して特に必要があると認める場合において、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から

100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

- 4 対象者であって、令第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額(以下この項において「合計所得金額」という。)が、同条第2項に規定する額(以下この項において「基準額」という。)以上である者に係る第1号事業支給費については、この条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。ただし、当該者が、介護予防訪問介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該者に係る合計所得金額は、基準額を下回ったものとみなす。
- 5 対象者は、指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者からサービスの提供を受けたときは、市長は、当該対象者が指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者を支払うべきサービスに要した費用について、第1号事業支給費として当該対象者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者を支払うものとする。
- 6 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し、第1号事業支給費の支給があったものとみなす。
- 7 第1号事業支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき、広島県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(支給限度額)

第13条 第3条第2号に該当する者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。ただし、第1号介護予防支援事業により当該支給限度額を超えたサービスの提供が必要とされた者に係る第1号事業支給費の支給限度額については、要支援2と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

(訪問型サービスAの実施に係る留意事項)

第14条 訪問型サービスAは、次に掲げるところにより提供する。

- (1) サービス提供回数 1週間当たりおおむね2回を目安とする。
- (2) サービス提供時間 1回当たりおおむね1時間を目安とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年12月28日 (告示第218号))

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日（告示第34号））
この告示は、平成30年4月1日から施行する。